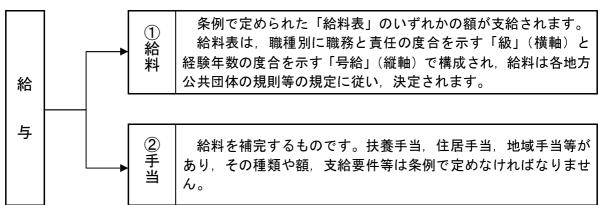
広島県内の市町の給与の状況について (平成28年度)

《目次》

1.	市町のラスパイレス指数・平均給料月額等	•	•	•	1
2.	市町のラスパイレス指数の推移		•	•	2
3.	市町の初任給決定状況	•	•	•	3
4 .	市町の経験年数別平均給料月額		•	•	4
5.	市町の主な諸手当の状況				5

《地方公務員の給与》



なお、給与は「労務の対価」ですから、慶弔見舞金、記念品等の給付、職員の個人的利益に帰属しない運動場等の利用などの福利厚生事業は給与には含まれません。

《地方公務員の給与決定の原則》

- ① 職務給の原則(地方公務員法(以下「地公法」という。)第24条第1項)職員の給与は、その職務と職責に応ずるものでなければならない。
- ② 均衡の原則(地公法第24条第3項) 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ③ 条例主義の原則(地公法第24条第6項等) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

1. 市町のラスパイレス指数・平均給料月額等(一般行政職)

H28.4.1 現在

			1120.4.1 47	
市町名	ラスパイレス指数	平均給料月額 (百円)	平均年齢(歳)	
国		3, 318	43. 6	
呉 市	100. 3	3, 619	46.6	
竹 原 市	102. 4	3, 340	41.8	
三原市	98. 7	3, 192	42. 2	
尾道市	100. 9	3, 549	45. 6	
福山市	101. 5	3, 151	40. 6	
府 中 市	99. 3	3, 338	43. 8	
三次市	98. 1	3, 458	45. 6	
庄 原 市	96. 8	3, 068	40. 9	
大 竹 市	99. 4	3, 253	41. 7	
東広島市	101. 4	3, 348	42. 8	
廿日市市	98. 6	3, 291	43. 6	
安芸高田市	101. 0	3, 429	44. 3	
江田島市	97. 8	3, 295	43. 8	
府 中 町	99. 7	3, 390	45. 1	
海 田 町	96. 5	2, 884	38. 3	
熊 野 町	96. 0	3, 092	42. 4	
坂 町	95.0 [92.2] ※1	3, 134	42. 9	
安芸太田町	96. 4	3, 072	41.5	
北広島町	98. 1	3, 414	44. 7	
大崎上島町	94. 0	3, 061	42. 7	
世羅町	98. 4	3, 145	41.8	
神石高原町	96. 8	3, 283	43. 8	
※2 県内市平均	100. 1	3, 331	43. 2	
県内町平均	97. 5	3, 204	42. 9	
※2 県内市町平均	99. 7	3, 312	43. 1	
※3 全国市平均	99. 1	3, 194	42. 0	
全国町村平均	96. 3	3, 059	41. 6	
全団体平均	99. 3	3, 217	42. 3	

- ※1 【 】は地域手当補正後の ラスパイレス指数(以下同じ)
- ※2 広島市を除いた数値
- ※3 政令指定都市を除いた数値

(参考) ラスパイレス指数とは

地方公務員(一般行政職)と国家公務員(行政職俸給表(一))の給与水準を 国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもの で、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したもので す。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響してくることもあります。

ラスパイレス指数は、統計的な変動・人員分布の影響が大きいため、単年度の 比較ではなく、数年の傾向としてみることが大切です。

2. 市町のラスパイレス指数の推移

【一般行政職】 H28.4.1 現在

			24 4	24 年度 25 年度		丰度				対前年	
		23 年度	国減額後	国減額前 (参考値) ※1	国減額後	国減額前 (参考値) ※1	26 年度	27 年度	28 年度	度増減 ※2	
	市	98.5	106.6	98.5	109.5	101. 2	100.6	100.6	100.3	▲ 0.3	
个	ケ 原 市	103.0	111.0	102.6	110. 7	102. 2	103.7	103.1	102.4	▲ 0.7	
Ξ	三 原 市	97.9	106.3	98.3	106.3	98.2	98.6	98.3	98.7	0.4	
厚	直 市	99.8	109.8	101.5	109.4	101. 0	101.1	101.1	100.9	▲ 0.2	
祁	量 山 市	100.3	108.9	100.6	109.2	100.9	100.8	100.9	101.5	0.6	
序	中市	99.6	107. 9	99. 7	108.3	100. 0	99. 2	95.6	99.3	3. 7	
Ξ	三次 市	98.6	106.6	98.5	106.1	98.0	98.0	97. 3	98.1	0.8	
占	E 原 市	96.3	104. 5	96.6	103.9	96.0	96.5	97. 0	96.8	▲ 0.2	
J	大 竹 市	98.3	107. 2	99. 0	105.7	97.6	98. 2	98.6	99.4	0.8	
身	京広島市	100.6	109. 1	100.8	109.0	100. 7	101.3	101.3	101.4	0. 1	
t	日市市	97.2	105. 3	97. 4	105.7	97.7	99. 1	98.1	98.6	0.5	
3	2芸高田市	101.0	109. 1	100.8	109.3	100. 9	100.6	100.8	101.0	0. 2	
7	[田島市	94.6	103.6	95. 7	104. 1	96.1	96.6	96.9	97.8	0. 9	
序	中町	101. 1	108.9	100. 7	108.0	99.8	99.8	99.9	99.7	▲ 0.2	
淮	事 田 町	96.9	104. 9	96.9	105. 7	97.6	97. 6	96.9	96.5	▲ 0.4	
自	影 町	95.0	103. 1	95. 2	103.5	95.6	95.6	94. 5	96.0	1.5	
切	豆 町	93.3 【90.6】	102.0 【99.0】	94.2 【91.5】	102.4 【99.4】	94.5 【91.8】	93.9 【91.2】	95.5 【92.7】	95.0 【92.2】	▲ 0.5 【▲0.5】	
3	芸太田町	95.2	103.7	95.8	104.1	96.1	96.0	95.5	96.4	0.9	
4	比広 島町	98.1	105. 9	97. 7	107. 4	99. 1	98.4	97. 4	98.1	0. 7	
J	、	94.0	101.6	93.8	101.9	94.1	93.4	93.5	94.0	0.5	
t	世羅町	98.1	105.0	97.0	104.9	96.9	96.6	97.6	98.4	0.8	
祁	市高原町	97.1	104. 6	96.6	105.4	97.4	96.9	96.9	96.8	▲ 0.1	
	市 計 (広島市除く)	99.2	107. 6	99. 5	108.0	99.8	100.0	99. 7	100.1	0. 4	
合計	町計	97.6	105. 0	97. 1	105.3	97.3	97. 0	97. 1	97. 5	0. 4	
	県 計 (広島市除く)	98.9	107. 2	99. 1	107. 6	99. 4	99. 5	99. 3	99. 7	0. 4	

※1「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値

【状況】

- ・県内の市町平均は、昨年度と比べ 0.4 ポイント上昇しています。
- ・全国平均と比較すると、県内の市(広島市を除く)は 1.0 ポイント、県内の町は 1.2 ポイント全国平均より高い水準にあります。
- ・主な要因としては、50歳台後半層の給与抑制の未実施、国に準じた給与制度の見直しの際における経過措置などの影響が考えられます。

3. 市町の初任給決定状況 (一般行政職)

H28.4.1 現在

	初任給決定状況					
市町名	大学卒(試験)		高校卒 (試験)			
	初任給基準額(円)	号給	初任給基準額(円)	号給		
国	176, 700	1-25	144, 600	1-5		
呉 市	181, 200	1-29	149, 000	1-9		
竹 原 市	183, 300	1-29	154, 300	1-13		
三原市	183, 300	1-29	149, 000	1-9		
尾道市	176, 700	1-25	144, 600	1-5		
福山市	183, 300	1-29	149, 000	1-9		
府 中 市	176, 700	1-25	149, 000	1-9		
三 次 市	176, 700	1-25	149, 000	1-9		
庄 原 市	176, 700	1-25	149, 000	1-9		
大 竹 市	183, 300	1-29	149, 000	1-9		
東広島市	183, 300	1-29	154, 300	1–13		
廿日市市	183, 300	1-29	154, 300	1–13		
安芸高田市	166, 100	1-21	144, 600	1-5		
江田島市	176, 700	1-25	144, 600	1-5		
府 中 町	183, 300	1-29	154, 300	1-13		
海田町	183, 300	1-29	154, 300	1-13		
熊野町	-	-	144, 600	1-5		
坂 町	176, 700	1-25	149, 000	1-9		
安芸太田町	176, 700	1-25	144, 600	1-5		
北広島町	166, 100	1-21	144, 600	1-5		
大崎上島町	-	-	144, 600	1-5		
世羅町	-	-	144, 600	1-5		
神石高原町	176, 700	1-25	144, 600	1-5		

[※] 平成28年度人事院勧告に基づく給与改定前の額

4. 市町の経験年数別平均給料月額

H28. 4. 1 現在

		一般行政職 (単位:百					
市町名	ラスパイレス 指数	大 卒			高 卒		
	16 90	10~14 年	15~19 年	20~24 年	10~14年	15~19 年	20~24年
玉		2, 866	3, 315	3, 746	2, 380	2, 840	3, 266
呉 市	100. 3	2, 833	3, 274	3, 722	*	2, 941	3, 372
竹 原 市	102. 4	2, 793	3, 279	3, 808	*	ı	*
三原市	98. 7	2, 789	3, 114	3, 514	*	*	3, 355
尾道市	100. 9	2, 954	3, 280	3, 702	2, 442	*	3, 403
福山市	101. 5	2, 769	3, 338	3, 802	2, 303	2, 867	3, 498
府 中 市	99. 3	2, 790	3, 157	3, 662	*	2, 843	3, 364
三次市	98. 1	2, 797	3, 227	3, 611		*	3, 355
庄 原 市	96. 8	2, 608	2, 956	3, 573	*	*	3, 187
大 竹 市	99. 4	2, 852	3, 353	3, 691		1	_
東広島市	101. 4	2, 956	3, 407	3, 687	*	2, 934	3, 543
廿日市市	98. 6	2, 659	3, 132	3, 553	2, 337	2, 749	3, 380
安芸高田市	101. 0	2, 832	3, 311	3, 694	*	2, 936	3, 472
江田島市	97. 8	2, 782	3, 027	3, 537	*	*	3, 239
府 中 町	99. 7	2, 772	3, 225	3, 731	*	2, 987	3, 472
海 田 町	96. 5	2, 771	3, 223	3, 569	_	1	_
熊 野 町	96. 0	*	3, 105	3, 446	*	ı	*
坂 町	95.0 【92.2】	2, 507	2, 955	3, 411	*	_	*
安芸太田町	96. 4	*	3, 072	3, 353	_	*	3, 295
北広島町	98. 1	*	3, 261	3, 587	_	_	3, 308
大崎上島町	94. 0	*	2, 909	3, 471	_	*	*
世羅町	98. 4	2, 746	3, 258	3, 621	*	_	3, 185
神石高原町	96. 8	2, 760	3, 076	3, 357	*	2, 876	3, 222

^{※「}一」…該当職員なし、「*」…該当職員が3人以下のため記載していない。

5. 市町の主な諸手当の状況

H28.4.1 現在

ī	市町名	名	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当
	国		①配偶者:13,000円 ②配偶者以外 (配偶者なし,うち1人) :11,000円 (その他):6,500円 ③特定期間の加算 :5,000円	広島市:10%, 府中町:6%, 三原市·東広島 市・廿日市市・ 海田町·坂町: 3%	①借家: 最高額 27,000 円 ②配偶者等の居住する 借家:①の2分の1 ③自宅:無	①交通機関: 2 km 以上,最高 55,000 円 ②自動車: 2 km 以上,最高 31,600 円
呉		市	国と同じ	-	①最高額 27, 500 円	①:1.5km 以上, 上限なし ②:1.5km 以上, 最高33,500円, 距離区分が国と異なる
竹	原	市	国と同じ		国と同じ	②:距離区分が国と異なる
Ξ	原	市	国と同じ	三原市:3%	国と同じ	②:距離区分が国と異なる
尾	道	市	国と同じ	_	国と同じ	②: 1 km 以上 距離区分が国と異なる
福	山	市	③特定期間の加算: 5,500円	_	国と同じ	①:定期券価格相当額②:距離区分が国と異なる
府	中	市	国と同じ	_	国と同じ	国と同じ
Ξ	次	市	国と同じ	_	国と同じ	国と同じ
庄	原	市	国と同じ	_	国と同じ	②:最高 34,700 円, 距離区分が国と 異なる,有料駐車場加算 2,000 円
大	竹	市	③特定期間の加算: 5,500円	_	国と同じ	②:最高 21,800円, 距離区分が国と異なる
東	広島	市	国と同じ	東広島市: 3%	国と同じ	②:最高 24,500円 距離区分が国と異なる
廿	日市	市	国と同じ	廿日市市: 3%	① 市内上限 35,000 (② ①の 1/2)	②: 最高 33, 700 円, 距離区分が国と異なる
安	芸高E	田市	国と同じ	_	国と同じ	国と同じ
江	田島	市	国と同じ	_	②配偶者がなく子が居住 している住宅は規定なし	国と同じ
府	中	町	国と同じ	府中町∶6%	①. 12, 500 円以下 に, 1, 000 円 ②制度なし	②:距離区分が国と異なる
海	田	町	国と同じ	海田町:3%	①. 町内上限 32, 000 ②制度なし	国と同じ
熊	野	町	国と同じ	_	②制度なし	①新幹線鉄道等に係る特例規定なし
坂		町	国と同じ	坂町∶0%	国と同じ	国と同じ
安哥	芸太田	田町	国と同じ	_	国と同じ	②:上限なし 距離区分が国と異なる
北	広島	贵町	国と同じ	_	②配偶者がなく子が居住 している住宅は規定なし	②: 最高 48,000円, 1km 当たり 800円(2km 以上対象)
大山	倚上 !	島町	国と同じ	_	国と同じ	国と同じ
世	羅	町	国と同じ	_	国と同じ	②: 最高 40,000円, 1km 当たり 20円×2×21日
神石	百高原	原町	国と同じ	_	国と同じ	①:1km以上,運賃相当額 ②:1km以上,最高21,000円, 距離区分が国と異なる

- 注 1 地域手当以外の手当については、国の各項目(①~③)に対して、取扱いが異なるものを記載しています。 (記載しているもの以外は「国と同じ」です。)
- 注2 扶養手当の「特定期間の加算」とは15歳から22歳までの子に対する加算措置です。
- 注3 市町の地域手当については、各市町の本庁舎に勤務している職員の制度完成時の地域手当の支給率を記載しています。